

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険制度の被保険者となる
外国人住民の取扱いに関するQ&A
について
計3枚（本紙を除く）

Vol.289

平成24年6月1日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
平成 2 4 年 6 月 1 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する
Q&Aについて

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴う外国人住民に係る介護保険の被保険者資格の取扱いについては、「住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて」（平成24年1月25日付け老介発0125第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）においてお示ししたところですが、事務の実施に当たり、別添のとおりQ&Aをまとめましたので、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

問1 「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話を目的として入国及び在留するものは介護保険の被保険者となるのか。

(答)

介護保険の被保険者にはならない。

問2 「公用」の在留資格を有する外国人住民について、3か月を超える在留期間を認められたものは、改正後の住民基本台帳法（平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。）の適用対象外であっても国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者となるが、介護保険の被保険者としてよいか。

(答)

「公用」の在留資格を有する外国人住民について、3か月を超える在留期間を認められたものは、改正住基法の適用対象外であっても、介護保険の被保険者となる。

なお、「外交」の在留資格を有する外国人住民並びに合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族については、引き続き介護保険の被保険者にはならない。

問3 「興業」や「家族滞在」等の在留資格で滞在しているケースであっても、介護保険の被保険者となるのか。

(答)

改正住基法の適用対象となる外国人住民については、介護保険の被保険者となる。3か月以下の在留期間が決定された外国人住民であり、改正住基法の適用対象とならない場合であっても、3か月を超えて日本に滞在すると見込まれる場合は、保険者の判断で介護保険の被保険者としても差し支えない。

問4 新たに介護保険の被保険者となる外国人住民の資格取得日はいつになるのか。

(答)

改正住基法の施行日（平成24年7月9日）前から既に日本に滞在しており、施行日以後新たに介護保険の被保険者となる外国人住民については、当該施行日が資格取得日となる。また、施行日以後に日本に入国し、新たに介護保険の被保険者となる外国人住民については、転入日が資格取得日となる。

問5 改正住基法の施行日以後に住民基本台帳法第30条の50に基づく法務大臣の通知により遡って住民票が消除された場合、介護保険の資格喪失日はいつになるのか。

(答)

資格喪失日は、住民票が消除された日となる。

問6 介護保険の被保険者であった外国人住民の在留資格が更新され、中長期在留資格者等でなくなった場合は、その時点で資格を喪失するのか。

(答)

在留資格が更新され、改正住基法の適用対象とならなくなった場合でも、既に被保険者の資格を有している者については、保険者の判断で引き続き介護保険の被保険者としても差し支えない。

問7 新たに入国してきた外国人住民は、日本での所得が無いため、保険者は当該外国住民の申告に基づき保険料の算定をするが、日本語の理解が不十分な者が多く、届出書への記入や申告をスムーズに行うのは困難と思われる。そのため、就労ができない在留資格を一律「収入無し」とみなすことは可能か。

(答)

保険料に関する申告については、介護保険条例参考例第25条のとおり、納付義務者（被保険者）は、申告書を提出しなければならないとされており、就労ができない在留資格を有していることのみをもって「収入無し」とみなすことは適当ではない。

したがって、新たに入国してきた外国人住民についても、申告を行っていただくこととなる。

問8 年度内に在留期間満了日を迎える外国人住民の保険料賦課決定について、在留期間が更新されることを前提として、年度末まで1年度分の賦課決定を行うことは可能か。また、在留期間が3か月以下の外国人住民に対しても同様の取扱いが可能か。

(答)

保険料については、在留期間満了日に関わらず、介護保険の被保険者に対しては、年度末までの1年分の保険料の賦課を行うこととなる。年度途中で被保険者の資格を喪失した場合は、月割賦課を行い保険料の更正がなされることとなる。

在留期間が3か月以下の外国人住民についても、同様となる。

問9 住基法改正による介護保険関係のシステム改修について、国からの費用補填はあるのか。

(答)

保険者から申請があった場合は、介護保険事業費補助金において、予算の範囲内で補助を行うこととしている。